

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日(金) 午後1時25分～午後2時35分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員7人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福	石 幸 生
		2番	大	森 正 良
		3番	上	田 陽 一
		4番	藪	内 孝 博
		10番	賀	山 圭 子
		13番	飯	野 幸 義

●農地利用最適化推進委員6人

15番	横	田	光 男
16番	宮	本	裕 澄
17番	河	本	俊一郎
18番	小	谷	幸 次
19番	藪	田	俊 博
20番	上	田	芳 夫

4. 欠席委員 (5人)

5番	上	根	慶 万
6番	米	村	進 司
8番	寺	尾	孝 則
9番	岸	本	利 博
12番	山	本	一 美

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

4番	藪	内	孝 博
10番	賀	山	圭 子

日程第4 報告事項

①前総会(4月13日)のてんまつ

②農地法第18条第7項の規定による通知について

③農用地地目変更報告

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

- ③議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- ④議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- ⑤議案第5号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第2号について

日程第6 その他

- ①令和4年度最適化活動の点検・評価について
- ②岩美町農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について
- ③岩美町農業施策等に関する意見書（案）について
- ④能率給にかかる報酬の支払いについて
- ⑤畜産堆肥利用推進事業費補助金のご案内について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
主事	石河香央里

事務局	<p>ただいまから令和5年度第2回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございます。</p> <p>本日の出席委員は12名中7名でございます。岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、5番の上根委員、6番の米村委員、8番の寺尾委員、9番の岸本委員、12番の山本委員から欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、会長から挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>こんにちは。お忙しいところ、今課長のほうから言われましたけど、出席委員のほうから来られないと連絡がありまして、できるだけスムーズな運営を、進行をさせていただいて早く終わりたいと、終われたらなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>コロナのほうも、通常のほうに戻ってまいりまして経済のほうも動き出したというふうな情報であります。いいほうに行ったらいいなあと思っております。それから、農業のほうも今のところ通常どおり動いてるんじゃないかなあというふうに思っております。ひとつ今日の審議のほう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、日程3に入らせていただきまして、議事録署名委員ですけれども、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>では、4番の藪内委員さんと10番の賀山委員さんをお願いします。</p>

議長

それでは、4の報告事項のほうに入らせていただきます。

前総会のでんまつと、それから農地法第18条第6項の規定による通知、それから農用地の地目変更の報告について、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局報告に入る前に、本日お配りしている資料の確認をいたします。

まず、1つ目として令和4年度推進委員等の適正化活動の点検・評価について、2つ目として岩美町農地利用最適化推進委員の推薦、応募状況について、3つ目に岩美町農業施策等に関する意見書（案）、4つ目に畜産堆肥利用推進事業費補助金のご案内、カラー刷りの分ですけど、これを配付しております。

以上でございます。

では、報告事項1から3につきましては、石河主事のほうが説明いたします。

事務局

そうしましたら、報告事項1からご説明をさせていただきます。

1点目、前総会4月13日のでんまつについてご説明をいたします。3ページをご覧ください。

1点目、4条1件1筆ということで、新井地内の畑に関する墓地及び墓参りのときの駐車場の建設を目的とした転用についてお諮りいたしました。ご承認いただきましたので、4月18日付で県東部農林事務所へ進達をしております。現在は、県の許可を待っている状況になります。

2点目、農用地利用集積等促進計画第1号ということで、25件101筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で4月18日付で町へ回答をしております。

3点目、令和5年度農業委員会活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等の決定についてということで、令和5年度の最適化活動の目標の設定（案）についてお諮りしました。ご承認をいただきましたので、4月25日付で鳥取県と担い手育成機構、町、それぞれに報告をしまして、同日に町ホームページで公表をしております。

では、報告事項2に移ります。4ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明をいたします。

今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは2件4筆となっております。

表中の1番と2番に関しましては、体調不良による規模縮小について、次の耕作者へ配分予定でして、こちら4月総会の集積等促進計画の中で6月1日からの配分先については既にお諮りをしております。

3番と4番につきましては、相対ですけれども、解約前の賃借人である

****さんに3条の規定による農地売買を予定しております。その前の合意解約となります。

報告事項3に移らせていただきます。5ページをご覧ください。

農用地地目変更報告についてご説明をいたします。

地目変更届を1件受理しております。届出人は延興寺の****さん、届出の土地は延興寺****、地目は田ですが、畑に変更することです。場所につきましては、別でお配りしている資料1をご覧ください。そちらのピンク色に塗り潰している箇所が申請地となります。利用権設定をし、田として利用していたものの、水路から水が漏れ、稲刈りの機械が故障し、水稲の継続が難しいため、畑として今後は利用されるということです。

報告は以上です。

議 長

報告が終わりました。

皆さんのほうで質問がありましたら。よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

第1号議案の「農地法の適用を受けない土地の認定について」であります。では、事務局のほう、説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、説明をさせていただきます。

今回、1件2筆の非農地証明申請書を提出され、受理しております。場所が隣接していますので、併せて説明をさせていただきます。

申請者は、銀山の****さんです。申請地は、大字銀山****と****の2筆です。登記簿上は畑ですが、現況は原野となっております。面積は、それぞれ6.61平米と241平米です。こちらの2筆とも、平成5年頃から30年以上耕作しておらず、雑草等が繁茂し、原野となっている状況です。また、平成28年に町の農業委員会で非農地判断をしておりましたが、登記変更ができていなかったものとなります。証明は山本委員にいただいております。

こちらにつきまして、位置図についてですが、資料2をご覧ください。

資料2、1ページが塗り潰しの土地が申請地2筆になります。めくっていただいて、2ページ目に現況の写真を添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
質問のある方、疑問のある方、お願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
第1号議案の「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

議 長

それでは次に、第2号議案のほうに入らせていただきます。
「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

今回、1件1筆の申請を受理しております。
申請地は大字白地****、面積が565平米、登記地目は田となっております。申請者は、譲受人が白地の****さん、譲渡し人は鳥取市の****さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。
場所については、資料3の2ページをご覧ください。
こちらの塗り潰しの箇所が今回の申請地となっております。
また、許可要件については資料3の1ページに掲載しておりますけれども、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。誓約書もいただいております。
(2) 申請地の現状及び今後の予定としましては、申請地は登記上は田となつてはいますけれども、これまで畑として利用されてきており、引渡し後は野菜を作付していく予定とのことです。このため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。
説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
質疑を求めます。

1 番

まず、登記地目は田んぼになつてるけど、これを畑として利用されたいということですか。

事務局 そうです。

1 番 じゃ、もうそういうときに、畑に変えたりはしないんですか。そのまま田んぼとして売買しちゃうということですか。

事務局 特に、畑、地目変更等でしょう。

1 番 うん。

事務局 出していただいてもいいですけども、通常今まで転作してきた部分についてとか、そんなのは出してもらってないので、形状を本当にあぜのない状態にして土を入れたりしてするようであれば、地目変更届を出していただくような指導はさせていただきたいとは思いますが、現状は形状としてはあぜが残ったような状態で、その上で畑として利用するというのであれば、地目変更の届出は必要ないとは考えております。

1 番 あともう一点が、譲受人の方って、ここ以外に農地はどっか岩美町でされてるってことですか。それともこれが新しく新規就農で。

事務局 一応、こちらの申請地のちょっと山側の2筆、細長いところがあると思うんですけども、****と****というところが****さんの所有されている土地です。

1 番 じゃ、そこを耕作されてて、今回そのさらに面積が増えるっていう認識でいいということですね。

事務局 そうですね。

1 番 分かりました。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

1 番 はい。

議 長 ほかにありませんか。

1 8 番 質問してもいいですか。これ、****さんは本当に五体満足で農業ができる人ですか。調べておられますか。分からないならいいですよ。調べては

いないでしょうから。

10番 電動自転車に乗っている。車の免許はもう返されているし。

18番 ちょっと言っただけだから。次へ行こう、次へ。

事務局 実際、なかなかできる状態にないということは事務局としても大体把握はしておりますけども、あまりされないとは思いますが、子どもさんがおられるので、できないわけじゃないかなというふうには考えております。

ただ、もう一点、付け加えて言わせてもらいますと、将来的には誰かに作ってもらいたいというのが本音のところでは、現状としては、当然3条で許可を受けるからには誰か家族の方にでも作っていただくように、農業委員会事務局のほうとしてもお願いはしたいというふうには考えております。というのが実情です。

議長 他はよろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

第2号議案の「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成で採決しました。

議長 では、議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、事務局のほうをお願いします。

事務局 今回、第4条転用許可申請書を1件受理しております。

資料4でご説明をいたします。

申請地は、大字長郷****、登記は原野、現況は畑です。面積は254平米のうち13.5平米です。

申請者は岩美町長郷****番地、****相続人代表者、****さんです。

転用目的は墓地1基です。現在、土地は山の急斜面にあり、崩落の危険

もあるため、今回申請地に墓地を設置するものです。現在の場所では崩落のおそれがあることから、別の場所への移設を検討するに当たり、移設場所としても農地以外も探したようではありますが見つからず、現在の墓地と自宅に近い平地である今回申請地以外に適当な土地はないと判断されたそうです。

2ページ目に位置図をつけております。申請地に色づけし、現在の墓地と申請者自宅の位置をお示ししていますので、ご確認をお願いします。

1ページにお戻りいただきまして、続いて4番、立地基準についてご説明をいたします。

農地区分は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、許可根拠は先ほどご説明したとおり、代替地なしとなります。

資料の3ページに、農地区分の決定根拠の地図を載せております。

営農条件について、申請地は南北を畑、東を原野、西を山林に囲まれています。

1ページにお戻りいただき、次に5番、一般基準について。

(1)番、他法令許認可につきまして、墓地経営に関する事前指導通知が必要となっています。

(2)番、規模の妥当性について、4ページに土地利用計画図と5ページに立面図をつけております。墓地建設箇所である一部分を転用する計画となっております、土地利用計画図から妥当な規模となっております。

(3)番、被害防除計画につきまして、申請地は外柵の巻石を設置し、巻石内は盛土を行います。また、畑からは約6メートル離して設置をするということで、影響はありません。雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

(4)番、資金調達計画ですけれども、まず必要経費としまして、埋立て整地費が****万円、墓地設置費が****万円、その他費用が****万円で、総額約****万円となっています。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

第3号議案の「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、第4号議案の「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、事務局のほう、説明をお願いいたします。

事務局

今回、第5条転用許可申請書を1件受理しております。資料5でご説明をいたします。

申請地は、大字浦富****、登記は畑、現況は畑で、面積は512平米です。権利の内容は、売買による所有権移転で転用予定です。

譲受人は岩美町田後****番地、****、譲渡し人は岩美町浦富****番地、****さんです。

2ページ目に位置図をつけております。

申請地に色づけをしております、申請地左手が取締役の自宅となっておりますので、ご確認ください。

転用目的は、漁具倉庫及び作業場です。現在ある漁具倉庫が手狭になり、新しく漁具置場として漁具倉庫1棟を建築し、またその横は漁具手入れ用の作業場として使用することです。農地以外にも検討されたそうですが、適当な土地がなく、今回申請地は申請法人の取締役自宅横にあり、管理がしやすく、漁港にも近く一定の広さがあるため、今回申請地以上に適当な土地はないとのこと。

1ページにお戻りいただきまして、続いて立地基準です。

農地区分は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、許可根拠は先ほどご説明したとおり、代替地なしとなります。

資料の3ページには、農地区分決定根拠の地図を載せております。

営農条件について、申請地について北側と西側は宅地、南側は道路、東側は畑となっております。

1ページにお戻りいただき、次に6番、一般基準についてです。

(2) 規模の妥当性について、4ページに土地利用計画図と5ページに立面図をつけております。建築面積としては、漁具倉庫のみではありますけれども、沖合底引き船等で使用する長さ数百メートルの網の修繕及び手入れをするため、漁具倉庫横には少なくとも約12メートル掛ける20メートル程度の敷地が必要であり、土地利用計画図から妥当な規模であると考えられます。

(3) 6番、被害防除計画は、申請地は表土を取り除いた上で約1メートル

ルの盛土を行い、L型擁壁とコンクリートブロック積みを行い、土砂の流出を防ぎます。雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

(4)番、資金調達計画ですが、まず必要経費として、土地買収費が**
万円、埋立て整地費が**万円、建築費が****万円、合計****万円とな
っております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めます。よろしいでしょうか。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質疑がないようですので、採決のほうをさせていただきます。

議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」、
賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議 長

賛成多数。

議 長

それでは、議案第5号「令和5年度農用地利用集積等促進計画第2号に
ついて」、事務局の説明をお願いします。

事務局

そうしましたら、11ページに計画案を掲載しておりますので、ご覧く
ださい。

こちら、地権者が機構に設定する権利と機構が耕作者に設定する権利を
載せております。このうち、農地番号2番について、備考欄について説明
をさせていただきますと、令和4年度中に中間管理事業で一旦機構が農地
を引き受けて耕作できるよう再生し、再生事業が完了したため、今回権利
を設定するものです。

権利の設定をする農用地については、賃借権によるものが10筆9,4
49平米、使用貸借によるものが2筆2,006平米です。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

それでは、審議のほうに入らせていただきます。

整理番号2番の****の集積等促進計画案について、ご意見がありました

ら。

3番 ちょっと教えてください。この3枚は水稲できるように対応したということですか。1枚にしたとかということなのか、3枚にしたということなのか。6畝や1畝もないようなところですが。

事務局 今、これ1筆になってます。1枚に。

3番 はい、了解です。

議 長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、ないようですので、整理番号2番****の集積等促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長 ありがとうございました。

事務局 今お配りさせてもらったのは****(整理番号2番)さんがした再生事業の分で、現状、上が着手前で、そういった荒れてる農地を下のような状態になって作れる状態になりましたという一応ご報告まで。

3番 ありがとうございました。

議 長 それでは、審議のほうに戻らせていただきまして、農用地利用の集積計画ですが、****さん(整理番号2番)を外して、あの方々の配分の促進計画でご意見がありましたら。

3番 おしえてください。

さっきの8番の件ですけど、事務所があつたり作業場があつたり、コンクリートの鉄筋や鉄骨や、畑じゃなしに地目変更してするというのが正しいことないか。今みたいなことはいいのか。

事務局 面積として、1筆として610平米でありますけども、そこに建っている施設自体は200平米未満であれば転用とか、そういった許可は必要ないので、200平米未満だと思っています。

3 番 事務所と倉庫、倉庫というか鉄骨のうちより広いような。そういう法解釈があれば、だけどルールとしては、そういう形にしてきちんとしたほうが法人の場合には。

事務局 農業施設であれば、200平米未満だったら転用許可は要らない。現場の倉庫の面積の確認はちょっと再度させてもらいたいと思います。

3 番 了解です。

議 長 よろしいですか。

3 番 はい。

議 長 ほかに。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、****(整理番号2番)さん以外の集積等促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成であります。以上で計画しております審議のほうは終わらせていただきます。

議 長 では、次にその他ですけれども、事務局のほうでお願いします。

事務局 ①令和4年度最適化活動の点検・評価について
②岩美町農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について
③岩美町農業施策等に関する意見書(案)について
④能率給にかかる報酬の支払いについて
⑤畜産堆肥利用推進事業費補助金のご案内について

議 長 何か皆さんのほうでありましたら。よろしいですか。

(発言なし)

議 長

それでは、次回は、6月12日月曜日、1時半からでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

では、よろしく申し上げます。
どうもご苦労さまでございました。